

令和4年1月20日
都市経営戦略会議
説明資料

ケアラー支援条例（仮称）の制定と ヤングケアラーの支援の強化

【保健福祉局】

福祉総務課・障害支援課・いきいき長寿推進課

【子ども未来局】

子育て支援政策課・青少年育成課・子ども家庭総合センター総務課

【教育委員会事務局】

総合教育相談室

審議事項について

審議事項 1 ケアラー支援条例（仮称）について

審議事項 2 相談支援体制の整備について

審議事項 3 支援策の方向性について

審議事項 1

ケアラー支援条例（仮称）について

プロジェクトチーム設置の経緯

ケアラーを取り巻く状況

少子高齢化、核家族世帯の割合の増加等に伴い、ケアラーへの負担が社会問題となる中、本市において、令和2年5月に、介護疲れに端を発した痛ましい事件が起きたことは記憶に新しいところである。また、介護等の対象は、高齢者だけでなく、障害者、医療的ケア児、高次脳機能障害者など多岐に渡るほか、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や仕事などに支障が出ているケースがあり、近年大きな社会問題となっている。

埼玉県、国の動向

(埼玉県) 令和2年3月 埼玉県ケアラー支援条例制定

(国) 令和3年3月「ヤングケアラー支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が発足。厚生労働省及び文部科学省が連携し、省庁の枠を超えた検討を開始。

本市の動向

令和3年6月 ヤングケアラー実態調査実施（市立中・高等・中等教育学校）



このような経緯を踏まえ、部局横断的な検討を行うために、令和3年7月、
「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」を設置

プロジェクトチームでの検討状況

	開催日	議事内容等
第1回	令和3年7月9日(金)	【議 事】 (1) ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチームについて (2) 今後のスケジュールについて (3) 既存の取組の照会について (4) その他
第2回	令和3年8月18日(水)	【議 事】 (1) ヤングケアラー実態調査結果の速報について (2) ヤングケアラー支援に向けた方向性について (3) その他
第3回	令和3年9月29日(水)	【議 事】 (1) 高齢、障害分野における実態把握について (2) ヤングケアラー支援に向けた学校（教育委員会）と市長部局の連携について (3) 新たな取組（既存の取組の拡充）の検討について (4) その他
第4回	令和3年11月2日(火)	【議 事】 (1) 各支援策の方向性について (2) 条例案の方向性について (3) その他
第5回	令和3年12月8日(水)	【議 事】 (1) 条例案について (2) その他

プロジェクトチームの構成員

【保健福祉局】福祉総務課、障害支援課
いきいき長寿推進課

【子ども未来局】子育て支援政策課、青少年育成課
子ども家庭総合センター総務課

【教育委員会】総合教育相談室

条例案の概要（1 / 2）

（目的）

- ・ ケアラー支援に関し、基本理念を定め、市の責務、市民等・事業者・関係機関・学校等の役割を明らかにする。
- ・ ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図る。

（定義）

① ケアラー

- ・ 高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。

② ヤングケアラー

- ・ ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

③ 市民等

- ・ 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。

④ 事業者

- ・ 市内において事業活動を行う者をいう。

⑤ 関係機関

- ・ 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。

⑥ 学校等

- ・ 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。

⑦ 民間支援団体

- ・ ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

条例案の概要（2 / 2）

（基本理念）

- ・ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行う。
- ・ケアラー支援は、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行う。
- ・ヤングケアラー支援は、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行う。

（責務・役割）

市の責務

- ・施策の総合的かつ計画的な実施
- ・市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等との連携、協力
- ・支援を必要としているケアラーの早期発見

市民等の役割

- ・ケアラーの状況、支援の必要性への理解
- ・市が実施する施策への協力

事業者の役割

- ・支援の必要性への理解と市が実施する施策への協力
- ・従業員がケアラーであると認められる場合の配慮と情報提供、その他必要な支援

関係機関の役割

- ・市が実施する施策への積極的な協力
- ・関わりのある者等がケアラーであると認められる場合の支援の必要性の把握
- ・情報の提供、他の関係機関への案内又は取次ぎ

学校等の役割

- ・ヤングケアラーの意向を尊重、支援の必要性の把握
- ・情報の提供、他の関係機関への案内又は取次ぎ

（基本的な施策）

- ① 相談支援体制の整備に関する事
- ② ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施又は情報の提供に関する事
- ③ ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する事
- ④ ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する事
- ⑤ ケアラー同士の交流の場の提供その他ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する事
- ⑥ 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関する事
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する事

（広報及び啓発）

市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民等、事業者及び関係機関が、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講じるものとする。

（体制の整備）

ケアラー支援に関する施策を推進するため、施策を総合的かつ計画的に実施する体制及び市民等、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備する。

本市条例案の主な特色

本市条例案の主な特色

①早期発見を責務として規定

➡ケアラー支援において重要な視点である「**支援を必要としているケアラーの早期発見**」に市として取り組むことを明確化する。

②基本的な施策を規定

➡基礎自治体として取り組むべき**施策を具体的に規定**する。

① 早期発見を責務として規定

「市は、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携を図りながら、支援を必要としているケアラーの**早期発見に努めるものとする。**」

※市民等・・・市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。



とりわけ、ヤングケアラーについては、自ら声を挙げられない可能性が高いことを踏まえ、**周りの大人が積極的に見つけてあげる**ということが重要となる。



子どもの権利が侵害されていないかどうか、**ヤングケアラーアセスメントシート**を作成し、様々な関係機関等で共有・活用



② 基本的な施策を規定

「市は、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。」

- (1) 相談支援体制の整備に関する事
- (2) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施又は情報の提供に関する事
- (3) ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関する事
- (4) ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関する事

次ページへ続く (5)(6)(7)

② 基本的な施策を規定

「市は、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。」

- (5) ケアラー同士の交流の場の提供その他ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する事
- (6) 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関する事
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関する事

条例制定に向けたスケジュール

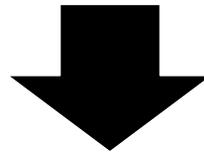
実施時期	内 容
令和3年12月	地域福祉専門分科会（さいたま市社会福祉審議会）
令和4年2月	議会報告（2月議会）
3月	パブリック・コメント
3月	地域福祉専門分科会（さいたま市社会福祉審議会）
6月	条例議案提出（6月議会）

審議事項 2

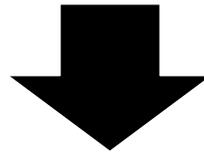
相談支援体制の整備について

相談支援体制の整備について

ケアラーに関する問題は、主に家庭内で生じることから表面化しにくい構造（当事者にケアラーとしての認識がない場合も多い）



問題が複雑化・深刻化する前に、ケアラーを適切な支援策につなげるために、支援を必要とするケアラーを早期発見し、関係機関が連携して対応していく。



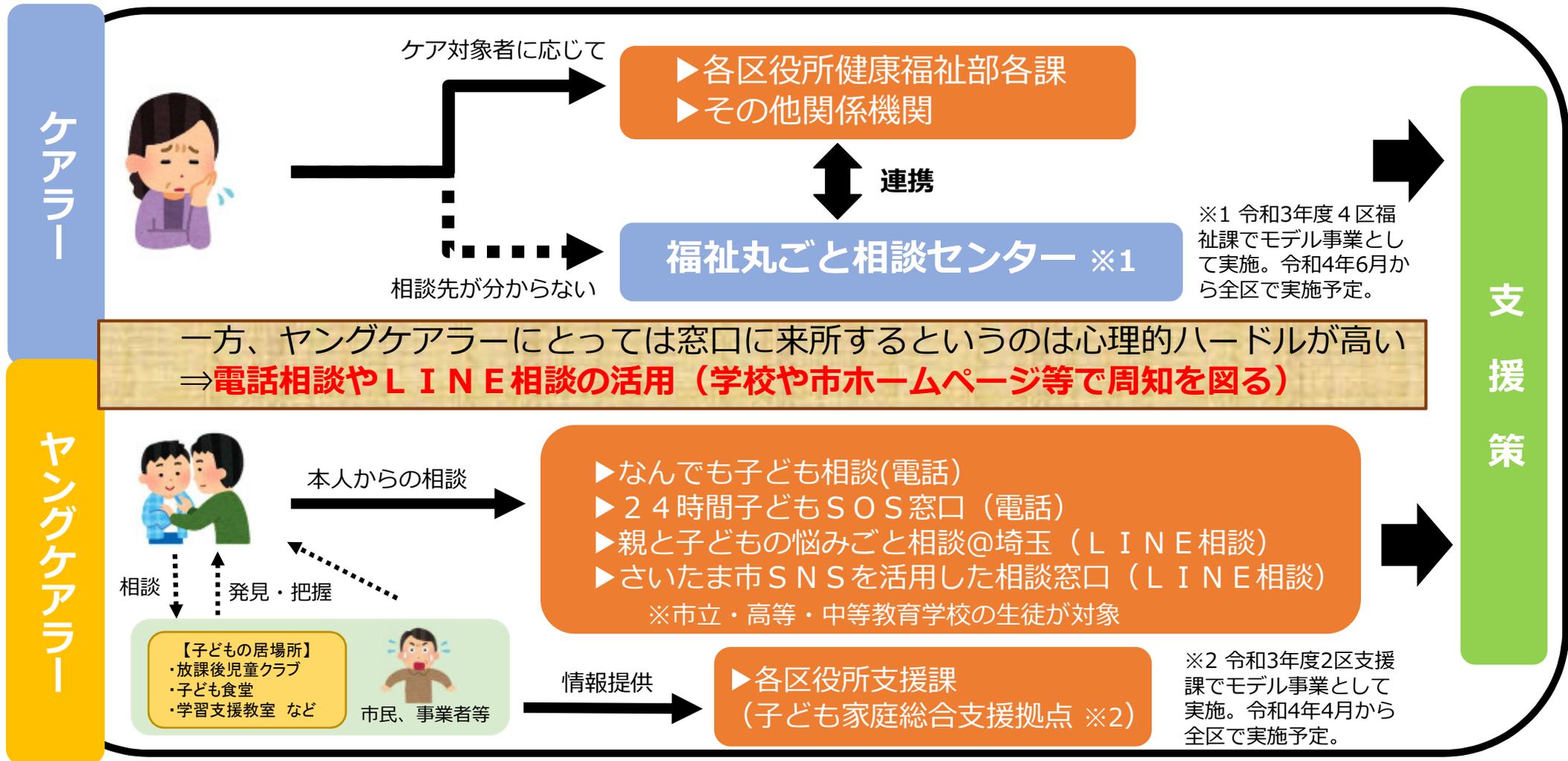
そのために必要なことは…

窓口の明確化

相談員の意識の変化

相談支援体制の整備のために

必要なポイント①：窓口の明確化



相談支援体制の整備のために

必要なポイント②：相談員の意識の変化



「ケアラーは特定の分野だけでなく、あらゆる分野に存在する。」
⇒それぞれの窓口の相談員が**一次的な窓口**という意識を持って、相談を受け止め、活用可能な支援策につなげていくことが必要。

具体的には…

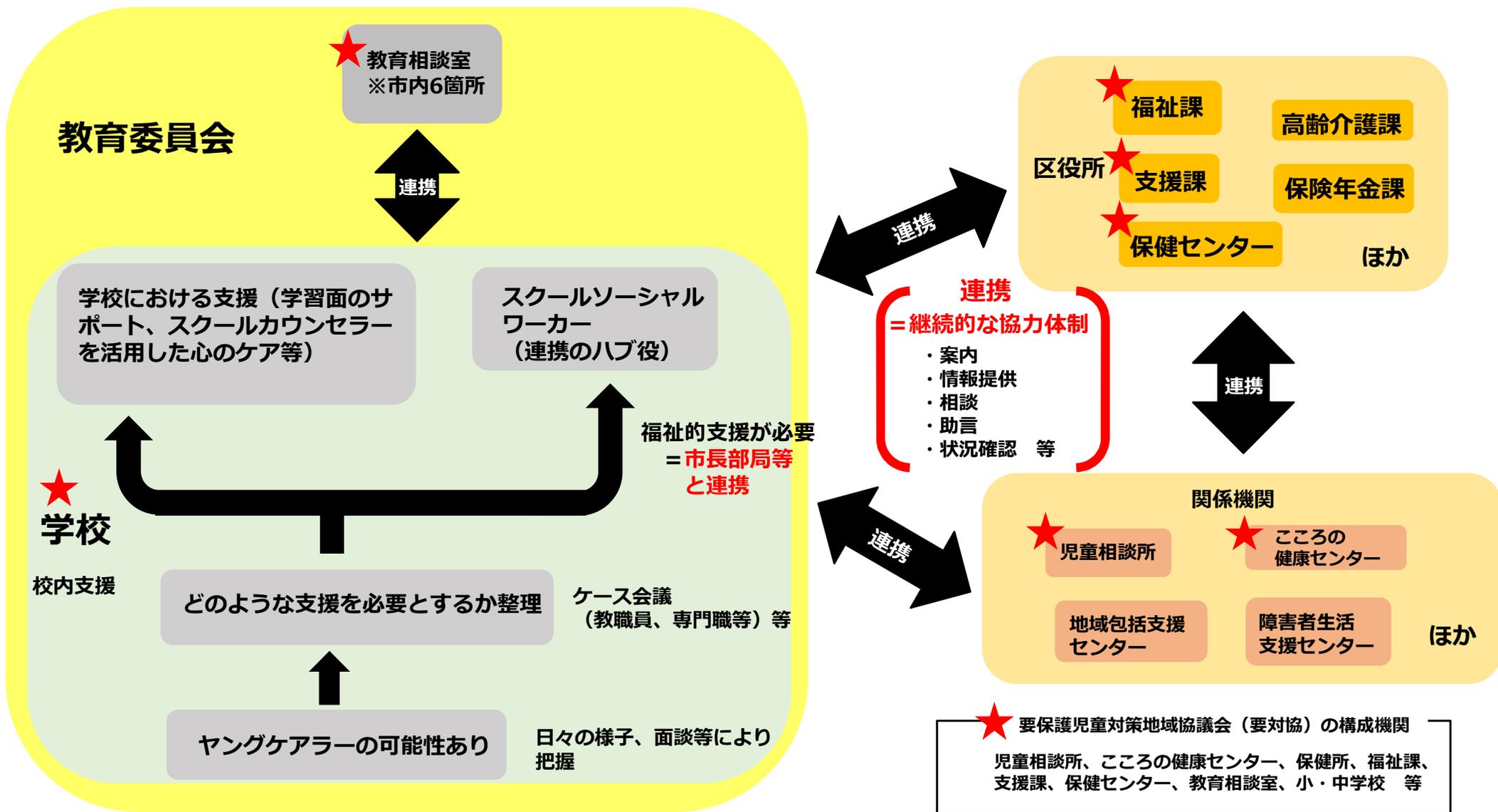
- ▶目の前の人「ケアラーかもしれない」という視点を持つ。
- ▶「その家族の人も支援を必要としているかもしれない」と世帯単位で相談を受け止める視点を持つ。
- ▶適切な支援策につなげるように、普段から関係機関同士で、ケアラー支援策に関する情報共有を積極的に行う。
- ▶「連携」はただつなげて終わりではなく、必要に応じて、その後の進捗状況を相互に確認するなど、継続的なつながりを意識して行う。



この方自身も
介護で疲れて
いるのではな
いかしら…



ヤングケアラー支援に向けた教育委員会と市長部局の連携イメージ



審議事項 3

支援策の方向性について

本市における実態把握の状況

	調査対象	結果概要	主なニーズ
ヤングケアラー	■市立中・高等・中等教育学校の生徒（34,606人）	<ul style="list-style-type: none"> ■有効回答数：30,279人（有効回答率87.5%） ■世話をしている家族が「いる」と回答： <ul style="list-style-type: none"> 中学校・中等教育学校 4.51%(1,273人) 高等学校 0.69%(14人) ■世話を必要としている家族（複数回答）： <ul style="list-style-type: none"> 【中・中等教育学校】 「きょうだい」 49.57%(631人) 「母」 40.30%(513人) 「祖母」 24.90%(317人) 「父」 20.42%(260人) 「祖父」 14.93%(190人) 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援【中・中等教育学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・自分のいまの状況について話を聞いてほしい ・学校の勉強や受験勉強など学習のサポート ・自由に使える時間がほしい ・進路や就職など将来の相談にのってほしい ・家族の世話について相談にのってほしい ・家族の病気や障害、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい ・家族への経済的な支援 ・自分が行っている世話の一部（もしくはすべて）を代わってほしい ※「特にない」「わからない」を除く項目を記載
		※高等学校については、個別性が高い結果のため非公表	
高齢分野	■高齢者を介護している方 765人 （地域包括支援センター、介護者サロン等を通じてアンケート調査を実施）	■回答数 297人（12月3日時点）	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラーに役立つ情報の提供 ・気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保
障害分野	■障害者生活支援センター職員 （市内11か所のセンターにアンケート調査を実施）	<ul style="list-style-type: none"> ■調査対象全11か所から回答有 ■各センターが障害種別ごと（身体・知的障害、精神障害）に回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトケア、緊急時等の一時的な預かりサービスの充実 ・グループホームの整備・充実

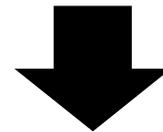
基本的な施策に対応する主な支援策

既存の支援策の中にもケアラー支援に資するものが多く点在している。まずは、それらを体系的に整理したうえで積極的に周知し、支援を必要としているケアラーに活用してもらうことが重要。

	条例案における基本的な施策	主な既存の支援策	求められる視点、今後の課題
(1)	相談支援体制の整備に関すること	審議事項②	▼ケアラーにとってさらに利用しやすくできないか？
(2)	ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施又は情報の提供に関すること	地域包括支援センター等職員研修、要保護児童対策地域協議会等職員研修、障害者生活支援センター等職員研修 など	▶とりわけ、ヤングケアラー（あるいはヤングケアラーがいる世帯）にとって、利用しやすいものになっているか？
(3)	ケアラーが休息、休養その他の事由により介護等ができなくなった場合に、一時的に介護等を提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること	生活支援ショートステイ事業、重症心身障害児者の家族に対するレスパイト事業、子育てヘルパー派遣事業、ファミリー・サポート・センター事業 など	▶大人には不要でも子どもだからこそ必要となる支援はないか？
(4)	ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること	高次脳機能障害者「家族教室」、依存症家族教室、指定難病医療講演会 など	⇒既存の支援策を見直すことで、既存の支援策の拡大や新たな支援策の検討を行う
(5)	ケアラー同士の交流の場の提供その他ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること	介護者サロン、オレンジカフェ（認知症カフェ）、発達障害児者及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業） など	
(6)	学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること	生活困窮世帯の子どもの学習支援、就労準備支援、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 など	

支援策の現状と今後の方向性

【今まで】 せっかく支援策があっても、相談員のケアラー支援につながっているという認識が低い。



- 【あるべき姿】 ▶ すべての支援を、「ケアラー支援につながっている」という視点を持って実施し、積極的に周知を図る。
- ▶ ケアラーにとって、より利用しやすい支援策となるよう、新規の取組も含め、継続的に検討していく。